

業務管理体制の届出について

①業務管理体制の整備

②業務管理体制の届出

③業務管理体制の検査

①業務管理体制の整備

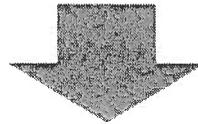
介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

法第115条の32第1項（抜粋）

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のためにその職務を遂行しなければならない。

指定居宅サービス事業者、…（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、…に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。



施行規則第140条の39

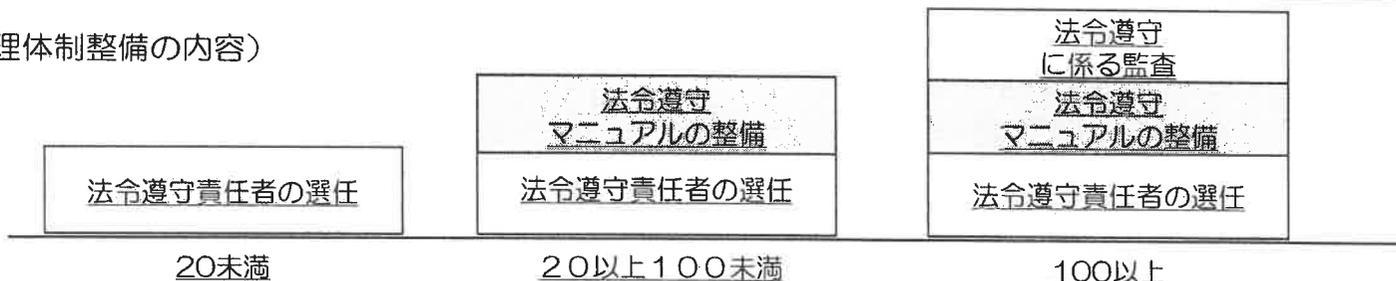
法第115条の32第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- ① 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が1以上20未満の事業者
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- ② 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が20以上100未満の事業者
法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- ③ 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が100以上の事業者
法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



指定又は許可を受けている事業所数
(みなし事業所(※1)を除く)

【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

法令遵守責任者について

- 全ての法人が法令遵守責任者を選任する必要がある
- なんらかの資格を求めるものではない
- 少なくとも介護保険法等に精通している責任者を選任すること
- 代表者自身が法令遵守責任者になることも可
- 自らが法令遵守に努めるだけでなく、職員全体に法令遵守に努めさせる取組を行う。

法令遵守規程(マニュアル)について

- 事業所の数が20以上の法人が策定する必要がある
- 少なくとも、介護保険法等の遵守を確保するための内容が必要
- 必ずしもチェックリストのようなものを作成する必要はない
- 日常の業務において、法の遵守のための注意事項や業務プロセスを記載したものなど、事業者の実態に即したものでよい

法令遵守にかかる監査について

- 事業所の数が100以上の法人が実施する必要がある
- 事業者の内部監査、監査法人等による外部監査のどちらでもよい
- すべての事業所に対して毎年実施しなければならないものではない
- 事業所ごとの自己点検等と監査を組み合わせ、効率的・効果的に行うこと

令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

①

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、
原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)の みを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制の届出先②

法人	事業所	事業所所在地	届出先
法人A	地域密着型サービス	うるま市	うるま市
法人B	地域密着型サービス	うるま市	沖縄県
	指定居宅サービス	うるま市	
法人C	指定居宅サービス	うるま市	沖縄県
法人D	地域密着型サービス	うるま市	沖縄県
	地域密着型サービス	沖縄市	
法人E	地域密着型サービス	うるま市	沖縄県
	指定居宅介護支援	うるま市	

業務管理体制の届出の内容

届出事項	対象となる介護サービス事業者
①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
③「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
④「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業者等の数が100以上の事業者

業務管理体制の届出の様式

届出が必要となる事由	様式
①業務管理体制の整備に関して届け出る場合	様式第1号
②事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 ※この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	様式第1号
③届出事項に変更があった場合 ただし、以下の場合は変更の届出は必要ありません。 ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合。 ・法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第2号

③業務管理体制の検査

業務管理体制の検査

検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
 - 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。
- ※ 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証（連座制の適用判断）。
 - ① 現状を的確に把握
 - ② 客観的に問題点を提示
 - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。

検査の種類

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

(注) ②、③については該当する事業者

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

一般検査の方法

一般検査は、業務管理体制の届出内容を確認するために、書面検査(文書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。)により実施するものとしします。

対象事業所に対しての現地指導の際に、業務管理体制に関する文書の提出を求め、検査を行います。

終わりに

各事業者におかれまして、

- ①業務管理体制の届出先
- ②業務管理体制の届出の内容
- ③法令遵守責任者の役割、法令遵守のための取組

以上の点をご確認よろしく申し上げます。